## 仙台市杜の都防災力向上マンション認定制度認定基準

(平成25年3月28日都市整備局住環境部長決裁)

## 第1 趣旨

この基準は、仙台市杜の都防災力向上マンション認定制度要綱(平成25年3月28日都市整備局長決裁。以下「要綱」という。)第4条の規定に基づき、要綱に基づく認定を行うにあたっての基準を定めるものとする。

## 第2 認定基準

- 1 要綱第8条に規定する要件の基準は、次の通りとする。
  - (1) 非構造部材の落下防止対策

すべての窓(通常人が通行する部分の上部に限る。)について、安全ガラス(割れた時に飛び散らない網入りガラスや合せガラス、割れても危険のない丸みのある粒になる強化ガラスをいう。)若しくは飛散防止フィルムを使用又はバルコニーや庇等(出幅 0.6 m以上)の設置を行うこと。

(2) 防災備蓄倉庫

避難場所のある階(やむをえない場合はその上下階を含む。)及び原則として各住戸のある階から最長歩行距離5層以内ごとに設置すること。面積の合計は、原則として住戸1戸あたり0.05㎡以上とし、災害発生時に容易に備蓄品が取り出せる構造とすること。

(3) 避難場所

避難階(やむをえない場合はその上下階を含む。)に、集会室又は通路等と区画することが可能なオープンスペースを設置する。面積は、住戸1戸あたり0.5 ㎡以上、かつ30 ㎡以上とし、着替えや授乳などのための区画やテントの設置などができること。

(4) 住戸の扉

各住戸の入り口(玄関ドア)について、JIS 「A4702面内変形追随性」の規定で「D-3」等級とすること。ただし、免震建築物(免震建築物であることを証することができるもの。)は住戸の扉について対策がとられているものとみなす。

(5) エレベーターの地震対策

地震時等管制運転装置(平成 20 年 12 月 26 日国土交通省告示第 1536 号に定めるもの。) を設置すること。

- 2 要綱第13条に規定する要件の基準は、次の通りとする。
  - (1) 自主防災組織を結成していること(町内会の自主防災組織に所属する場合も含む。) 自主防災組織を結成していることとは、以下に示すものを作成又は整備していること
    - ・自主防災組織が結成されたことを証する結成総会等の記録
    - ・自主防災組織の災害時の体制(分譲マンション防災マニュアル作成の手引(平成31年1月 都市整備局 住宅政策課改訂。以下,「防災マニュアル作成の手引」という。)P13参照)
    - ・地震発生直後から数日間の,自主防災組織の対策本部の班ごとの活動内容を記載したフロー(防災マニュアル作成の手引 P26~参照)
  - (2) 防災マニュアル作成の手引及び認定基準に適合する防災マニュアル 防災マニュアル作成の手引及び認定基準に適合する防災マニュアルとは、以下に示す内容 が含まれていること。

- ・いっとき避難場所及び指定避難所等の場所について(避難所等の定義は仙台市地域防災計画に定めるもので、防災マニュアル作成の手引 P24 参照)
- ・自主防災組織の災害時の体制(防災マニュアル作成の手引 P13 参照)
- ・防災活動備品、備蓄物資リスト及び居住者名簿等の保管場所
- ・地震発生直後から数日間の,自主防災組織の対策本部の班ごとの活動内容を記載したフロー (防災マニュアル作成の手引 P26~参照)

## (3) 自主防災組織の防災訓練の実施

防災マニュアルに基づくマンション内の防災訓練を,年1回以上実施すること。

(4) 各住戸の家具固定

当該マンションの住戸内の家具転倒防止対策を行うこと。ただし、家具転倒防止対策について、壁下地に応じた対策マニュアルを作成して配布するなどの取組みを行った場合は、各住戸の家具固定対策が取られているものとみなす。

(5) 地域の防災訓練への参加

マンション自主防災組織として、連合自主防災組織やこれを構成する地元町内会の自主防 災組織の防災訓練に参加すること。

(6) 地域の避難所運営に関する連携

マンション自主防災組織として,指定避難所等の運営に関する事前協議に参加又は地域の連合町内会,又は町内会において,指定避難所等の運営に関する話し合いに参加して,当該マンションの避難所での協力体制を確認すること。

(7) 非常用電源の確保

停電時の避難場所での照明,及び携帯電話充電等への電源供給が可能な発電機等を確保すること。

(8) 災害用簡易トイレの確保

簡易トイレ用テントを住戸50戸について1基確保,又は共用トイレとして使用可能な空間を確保すること。併せて,排水ができない状況を想定し,簡易トイレ(便袋)を各住戸あたり20枚以上確保すること。ただし,備蓄倉庫と各住戸の備蓄を併せて実施する場合は,各住戸の備蓄について防災マニュアルに記載すること。

- (9) 救急資機材等の整備
  - ・救助用資機材 バール,ジャッキ,ハンマー,担架,救急箱
  - ・防災用品 携帯用ラジオ,懐中電灯,標識ロープ,防水シート,粘着テープ,炊き出し用品,バケツ,給水用ポリ容器

以上を必要な数準備すること。

(10) 飲料水及び食糧の確保

それぞれ、各住戸の備蓄と併せて1週間分確保すること。ただし、備蓄倉庫と各住戸の備蓄を併せて実施する場合は、各住戸の備蓄について防災マニュアルに記載すること。また、飲料水については給水可能な蛇口付の受水槽があるなど飲料用の水が確保できる場合には、その容量も含むことができる。

附則

この基準は、平成25年4月1日から実施する。

附 則(平成26年11月14日改正)

この基準は、平成26年11月14日から実施する。

附 則(平成27年5月28日改正)

この基準は、平成27年6月1日から実施する。

附 則(平成31年4月26日改正)

この基準は、令和元年5月1日から実施する。

附 則(令和4年3月18日改正)

(実施期日)

1 この改正は、令和4年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の防災備蓄倉庫に係る基準は、この改正の実施日(以下「実施日」という。)以後の申請に係る検査について準用し、実施日以前の申請に係る検査については、なお従前の例による。